

大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理検討部会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府の石油コンビナート等特別防災区域における防災・減災対策の進行管理について検討するため、大阪府石油コンビナート等防災本部条例第4条第1項の規定により、「大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理検討部会（以下「部会」という。）」を設置する。

(検討項目)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 大阪府石油コンビナート等防災計画の進行管理に関すること
- (2) その他必要なこと

(組織)

第3条 部会に属する本部員及び専門員は、本部長が指名することとし、学識経験者、消防機関及び事業者等で構成するものとする。

2 部会に部会長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

(任期)

第4条 部会員の任期は、2年以内とする。

2 部会員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し議長になる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、大阪府危機管理室消防保安課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月28日から施行する。